

令和5年度京都府障害者施策推進協議会の概要

1 開催日時 令和5年10月25日（水）午前9時30分～11時25分

2 場 所 京都府職員福利厚生センター第4・5会議室

3 出席委員 （24名中23名）

武田委員、鈴木委員、小森委員、三木委員、長谷川委員、澤村委員、三好委員、藤原委員、阿野委員、前田委員、上田委員、佐藤委員、水野委員、中谷委員、櫛田委員、高野委員、森田委員、大前委員、尾瀬委員、細田委員、林田委員、松村委員、杉浦委員

4 内 容

議題（1）京都府障害者・障害児総合計画について

事務局から、資料1～7に基づき説明

資料1 「京都府障害者・障害児総合計画」中間案の概要

資料2 京都府障害者・障害児総合計画（中間案）

資料3 京都府障害者・障害児総合計画新旧対照表

資料4 京都府障害者福祉に関する調査報告書【速報版】

資料5 「第6期京都府障害福祉計画・第2期京都府障害児福祉計画」の実施状況について

資料6 令和4年度「京都府障害者基本計画」の各分野別の主な施策一覧

資料7 京都府障害者基本計画 数値目標の達成状況

【主な質疑・意見等】

○委員：資料7のグループホームの整備について、グループホームの増加の地域別、入所対象者別の内訳は分かるか。

○事務局：詳細確認し、回答する。

○委員：資料3のP2に「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）」の実効性を確保する」と記載があるが、国の障害者基本計画（第5次）は、国際連合の障害者権利委員会の総括所見の影響を大きく受けたものとする。府の計画においても総括所見の文言が必要ではないか。

資料3のP33、「インクルーシブ教育システム」という文言は、障害者権利条約や文科省等で使用されているが、それぞれ意味合いが異なる。資料2のP31で、障害者権利条約のインクルーシブ教育システムを引用していることから、権利条約の意味と見込むが、ここでは共に学ぶことを重視している。今回の計画案ではその具体性が希薄と考える。府としての施策を伺いたい。

最後に、福祉施設入所者の地域移行については、国の指針で令和4年度末施設入所者数の6%以上と示されており、府でもそれ以上の目標値としているのは非常に重要なこと。ただ、施設入所者数を令和4年度末の5%以上削減、という目標については、以前も諸事情により達成が困難な旨説明を受けたが、PDCAサイクルを考えておられるならば、検証のために目標値の設定が必要ではないか。

○事務局：地域移行はなかなか進んでいない。入所者の意向を丁寧に確認する必要があると言われている中、意思決定支援の取組が重要。令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定の議論が進む中で、施設定員を10名刻みにして地域移行を進めるという議論もある。再度検討したい。

○委員：精神科病院での身体拘束については、年間1万人とも言われているが、報告からは見えてこない。精神科病院での閉鎖病棟や保護室の解消について、行政から何も言えないということはないと思う。京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の認知度も低い。点検の必要がある。

○委員：障害者権利条約に照らして、日本の精神医療はどうか。

○事務局：精神科病院での入院患者の処遇は重要な課題と認識している。長期入院については減少しており（資料7「精神病床における1年以上長期入院患者数」のとおり）、今後も推進して参りたい。

○委員：資料7の「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」について、令和4年度実績33人となっているが、これはどのような数字か。また、今後どのように配置を進めていく予定か。

○事務局：コーディネーターの人数は、市町村からの集計結果。配置については、府が行った基本情報調査の結果を市町村に提供した。今後、個別調整したい。

○委員：資料3のP20「自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し」と記載があるが、大人の医療的ケア者への対応として、必ずしも意思決定をすることが困難な状況ではなく、逆に意思を阻害する可能性があるため、書きぶりを検討願いたい。

また、資料3のP20から相談支援体制の整備について記載があるが、ここでは大人の医療的ケア者についての記載がない。具体的には同資料P25で、京都府医療的ケア児等支援センター（ことのわ）の記載がある。難しいとは思いますが、できればP20の項目でことのわの役割機能について記載いただけないか。

GM（ゼネラルケアマネージャー）会議と基幹相談支援センターの機能と役割分担について、計画に記載しないのか。

○事務局：書きぶりについては、修正したい。また、ことのわで児童から成人への移行支援について強調する記載とるすことを検討したい。GMと基幹相談支援センターの機能と役割分担については、改めて整理したい。

○委員：資料3のP13「聴覚に障害があり、電話での相談が困難な人が利用できるよう、「警察総合相談室」に相談専用ファックスを設置し、24時間受付を行います。」とあるが、特に

一人暮らしの若い方はファックスを持っていない。メールや電話リレーサービス、遠隔手話で相談できるようにしてほしい。

また、障害者差別解消法の改正により、合理的配慮が事業者に義務化された。府としてどのように周知していくのか。

○事務局：警察総合相談室については、府警本部と調整する。合理的配慮の周知については、障害部局だけでなく、商工部局、観光部局と連携を図っての周知が必要と考える。積極的に啓発広報を行う予定。

○委員：「医療的ケアコーディネーター」「ペアレントトレーニング」等、用語説明をお願いしたい。

○事務局：わかりにくい言葉は、計画への語句説明を検討したい。

○委員：計画策定に当たっては、関係機関と調整する、と聞いていた。どのようにヒアリングしたのか。

○事務局：個別に関係団体に対するヒアリング、また関係会議の場でヒアリングを行っている。

○委員：パブリックコメントの際、関係団体に直接送付する等働きかけをしていただきたい。

○委員：高次脳機能障害について、生活支援の記載はあるが、高次脳機能障害を診断、治療する医療体制が整った上での話ではないか。専門医を含めた医療体制について、全体にちりばめた中で記載が必要と考える。

リハビリテーション関係の専門医については、整っているのではないか。

○事務局：リハビリテーション支援センターと調整し、記載する。

○委員：医師の養成をしている京都府立科大学とも調整いただきたい。

○委員：資料4について、調査内容を今後どのように分析する予定なのか。

○事務局：障害種別ごと、年代ごと等取りまとめて参りたい。

○委員：地域移行が進まないことについて、問題はどこなのか、なぜなのか、言語化していただきたい。

○事務局：具体的な数値目標とするのか、施策を記載するのか、内容を検討したい。

○委員：地域移行後の生活に足りる福祉を充実させていく必要がある。

○委員：資料4の P22、問 60「あなたは、駅やお店等で障害特性に応じた対応（合理的配慮）を求めたことはありますか。」で、「求めたことがあり、配慮された」が 12.1%となっている。ほとんどされていないのではないか、どのように分析されるか。

○事務局：内容を分析し、報告する。

○委員：計画に出てくる言葉について、関係者以外の府民全体にわかるよう、用語の説明を配慮願う。

○委員：高齢の方のアンケート回答比率が高い。インターネット、スマホを使つての調査等、バランスも考慮して今後検討願う。

また、障害のある人の就労が進まない中、合理的配慮も必要であり、雇用の支援について国や市町村の事業について、京都府としても支援することを記載するのはどうか。

○事務局：アンケートについて、今後ご意見を踏まえて調整していきたい。障害者雇用率について、雇用率を上げていくことは重要。検討したい。

議題（２）その他

- ・京都府障害者施策推進協議会聞こえの共生社会推進部会 部会長の交代について
事務局から、部会長の交代について報告